

# 令和5年度 下田小学校 いじめ防止等のための組織

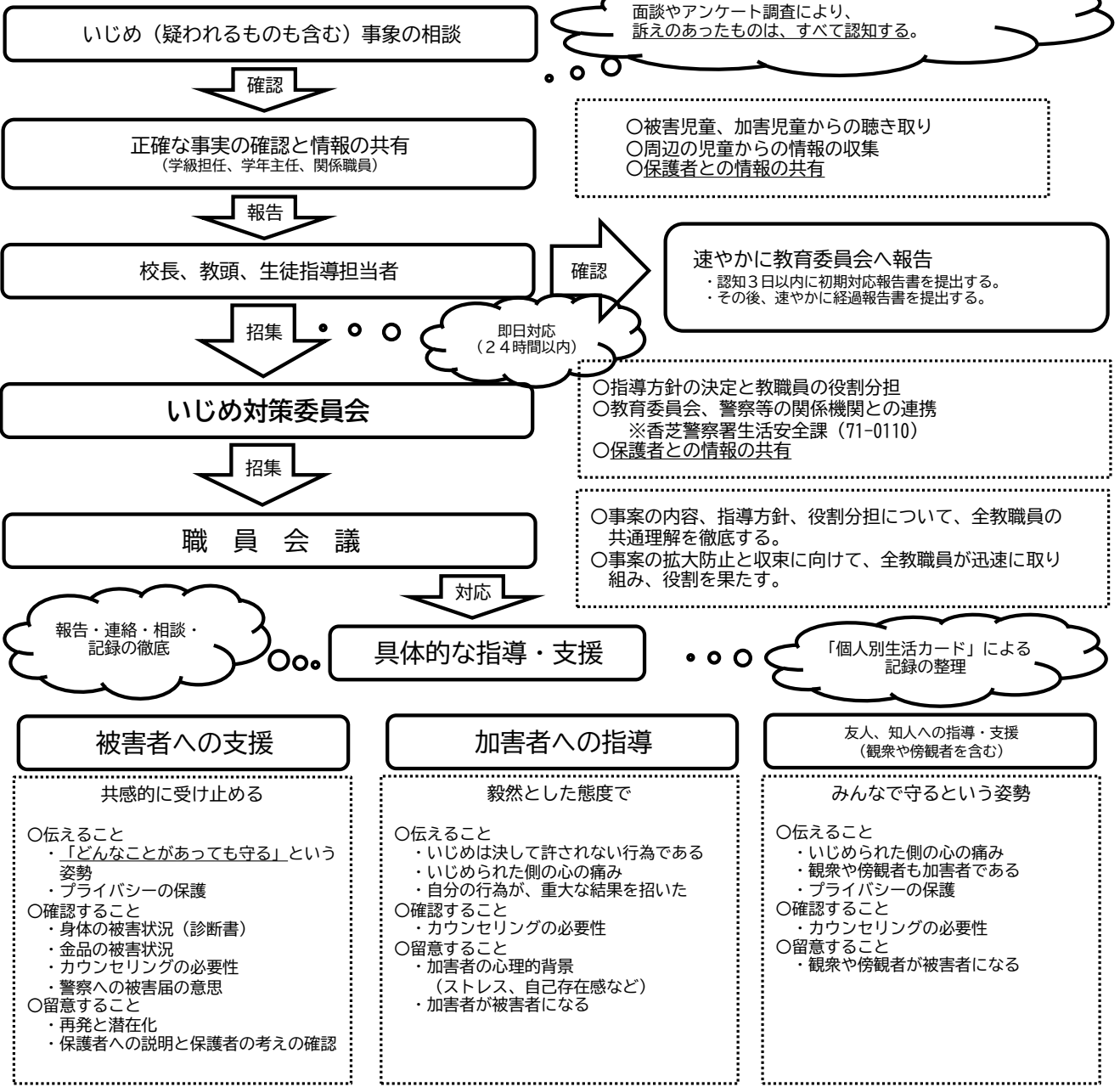
**いじめ対策委員会**  
(「いじめ防止対策推進法第22条」)

校長・教頭・教務主任・生徒指導担当教員・  
教育相談担当教員・養護教諭・学年主任 等

※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクール  
ソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を願う。

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

## 組織対応の流れ



**再発防止のための保護者・地域・関係機関などと連携した見守り**

重大な事態への対応

- ・速やかに教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて警察等への関係機関に連絡する。
- ・教育委員会の指導・支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決に努める。
- ・事案により、当事者の合意を得たうえで、事案の説明文書の配布や緊急保護者会等の開催を検討する。
- ・マスコミ等の対応は、管理職を窓口とする。